

事務局提出資料

<目次>

1. 連携・協働化が効果を発揮する場面・観点
2. 社会福祉協議会について
3. 地域医療連携推進法人制度の概要
4. 参考資料

1. 連携・協働化が効果を発揮する場面・観点

2. 社会福祉協議会について

3. 地域医療連携推進法人制度の概要

4. 参考資料

連携・協働化が効果を発揮する場面・観点①

① 人材確保・資質向上

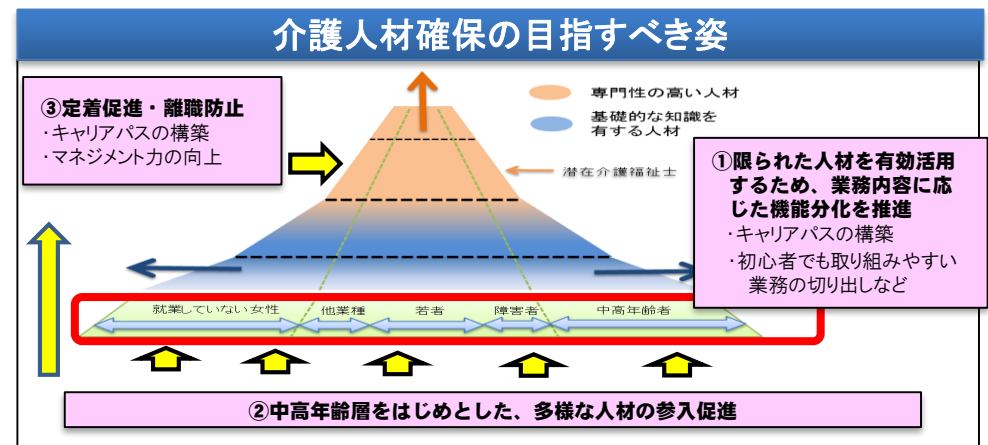
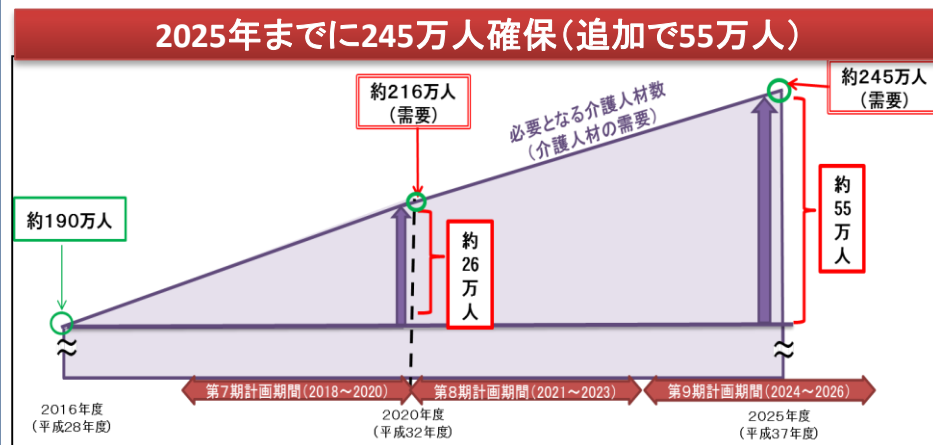
○ 人手不足などの問題が深刻化する中で、福祉ニーズに的確に対応できる人材を、どのように安定的に確保するか。

【観点】

- (1) 人材確保・資質向上
- (2) 職員のキャリア形成
- (3) 福祉の周知、イメージ刷新に向けた活動
- (4) 外国人介護人材の受入れ

<例>

- ・ 入門的研修の活用等、多様な人材確保
- ・ 合同面接会の開催、福祉を広める活動の実施
- ・ 合同研修の実施、他法人の職員との交流
- (法人間で連携することで、コストを抑えつつ、新規職員の採用、離職防止に資する活動を実施することが可能となる。)



連携・協働化が効果を発揮する場面・観点②

② 地域における公益的な取組

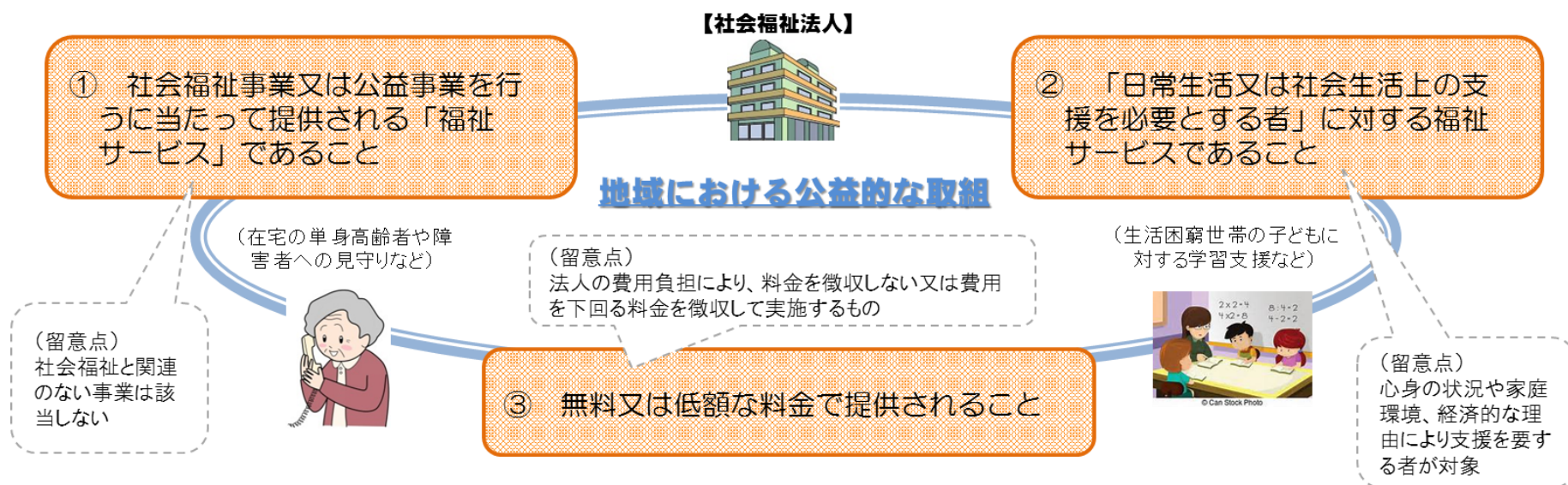
○ 地域の多様な福祉ニーズへの期待に積極的に応えられるよう、地域貢献のための取組をどのように進めていくか。

【観点】

- (1) 地域の課題の把握
- (2) 多様で複雑化している課題に対する取組

<例>

- ・居場所づくり、見守り
 - ・困窮者支援
 - ・災害福祉支援ネットワーク
- (地域における公益的な取組を行うにあたり、それぞれの強みを生かした活動を展開することが可能となる。)



連携・協働化が効果を発揮する場面・観点③

③ 地域共生社会の実現に向けた取組

○ 地域共生社会の実現に向けて、積極的な取組をどのように進めていくか。

【観点】

- (1) 住民が主体的に地域の課題を把握し、解決を試みることができる体制の構築
- (2) 地域の課題を包括的に受け止める場の提供



連携・協働化が効果を発揮する場面・観点④⑤

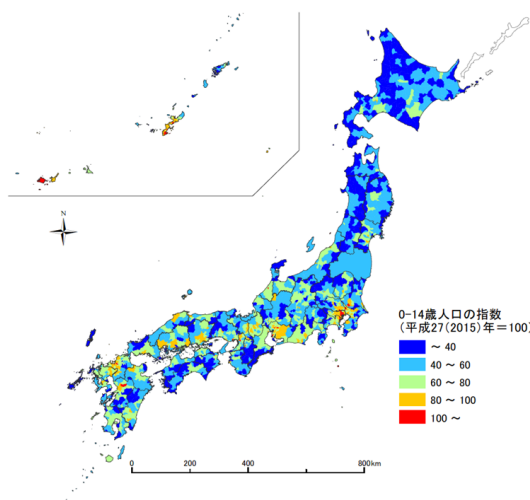
④ 人口減少地域における福祉ニーズ

- 人口減少地域において、福祉ニーズは減少する中で、求められる福祉ニーズに、どのように対応していくか。

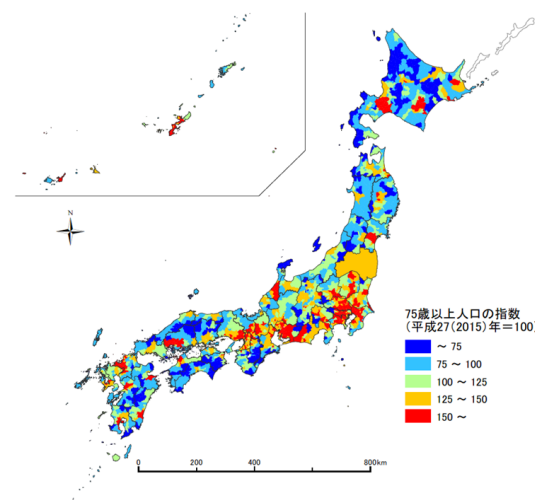
【観点】

- (1)人口減少の中で生じる地域課題の把握・対応
- (2)地域の状況に応じたニーズへのきめ細やかな対応

○15歳未満の人口の指数



○75歳以上の人口の指数



※出典: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成30年推計)

⑤ 事業運営の効率化・安定化

- 効率的かつ安定的な事業運営をどのように進めていくか。

【観点】

- (1)必要資材の共同購入
- (2)事業の共同実施

<例>

- ・共同購入する場合における、共同の価格調査・スケールメリットを生かした価格交渉の実施
- ・給食の共同実施

1. 連携・協働化が効果を発揮する場面・観点

2. 社会福祉協議会について

3. 地域医療連携推進法人制度の概要

4. 参考資料

社会福祉協議会の概要

【社会福祉協議会（社協）とは】

- 住民、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉施設など福祉・保健・医療・教育等の関係機関の参加と協力により「福祉のまちづくり」を目指して活動を行っている民間団体。
- 社会福祉法を根拠法として、全国の市区町村、都道府県・指定都市、中央の各段階に組織される。
- 2000（平成12）年の社会福祉法改正で、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と法律上規定し、市区町村社協を住民に身近な地域福祉推進の担い手として位置づけた。
- 市区町村社協には、区域内の社会福祉を目的とする事業を営業者（社会福祉法人等）、社会福祉に関する活動を行う者（ボランティア団体等）が参加し、かつ社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加している。

全国社会福祉協議会（1か所）

都道府県社会福祉協議会（47か所）

指定都市社会福祉協議会（20か所）

市町村社会福祉協議会
（1,721か所 H30.4.1現在）

地区社会福祉協議会
※指定都市の区社協
（125か所 H30.4.1現在）

↑ 社会福祉法により規定

《任意組織》 地区・校区社会福祉協議会 等

【社協の活動内容】



主な活動

- ア ボランティア活動に関する支援、ボランティアの普及活動
- イ サロン活動等、住民のつながりの場の提供、活動支援
- ウ 近隣住民の訪問活動などによる小地域での見守り支援活動、小地域ネットワーク活動
- エ 民間福祉サービスの推進に向けた地域福祉活動計画の策定
- オ ホームヘルプサービスやデイサービス等、介護保険サービス・障害福祉サービスによる生活の支援
- カ 食事サービスや移送サービスの実施・支援等、高齢者・障害者等への生活支援
- キ 福祉教育活動の推進、支援
- ク 母子・父子家庭組織への支援、学習支援・子ども食堂の実施・支援等、児童への支援
- ケ 生活困窮者への自立支援、生活福祉資金等の貸付
- コ 各種相談支援活動

○ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分之一を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

○ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）

（都道府県社会福祉協議会）

第百十条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

2 前条第五項及び第六項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。

（社会福祉協議会連合会）

第百十一条 都道府県社会福祉協議会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、社会福祉協議会連合会を設立することができる。

2 第百九条第五項の規定は、社会福祉協議会連合会について準用する。

1. 連携・協働化が効果を発揮する場面・観点

2. 社会福祉協議会について

3. 地域医療連携推進法人制度の概要

4. 参考資料

趣旨

医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するため、地域医療連携推進法人の認定制度を創設するとともに、医療法人について、貸借対照表等に係る公認会計士等による監査、公告等に係る規定及び分割に係る規定を整備する等の措置を講ずること

地域医療連携推進法人制度の創設（施行日：平成29年4月2日）

（１） 都道府県知事の認定

- 地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、病院等に係る業務の連携を推進するための方針を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人は、都道府県知事の認定を受けることができる

＜参加法人（社員）＞ ※地域医療連携推進法人の社員となれる者の範囲については、省令事項

- ・ 病院等の医療機関を開設する医療法人等の非営利法人（社会福祉法人、公益法人、学校法人、国立大学法人、独法、地方独法、自治体等）
- ・ 介護事業等の地域包括ケアシステムの構築に資する事業を行う非営利法人を加えることができる

＜主な認定基準＞

- ・ 地域医療構想区域（原則二次医療圏）を考慮して病院等の業務の連携を推進する区域を定めていること
- ・ 地域の関係者等を構成員とする評議会が、意見を述べるものと定めていること。
- ・ 参加法人の予算、事業計画等の重要事項について、地域医療連携推進法人の意見を求めるものと定めていること
- ＊ 都道府県知事の認定は、地域医療構想との整合性に配慮するとともに、都道府県医療審議会の意見を聴いて行う

（２） 実施する業務

- 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携の推進（介護事業等も含めた連携を加えることができる。）
- 医療従事者の研修、医薬品等の供給、資金貸付等の医療連携推進業務
- ＊ 一定の要件により介護サービス等を行う事業者に対する出資を可能とする

※医療連携推進業務を行う事業者に対する出資要件については、省令事項

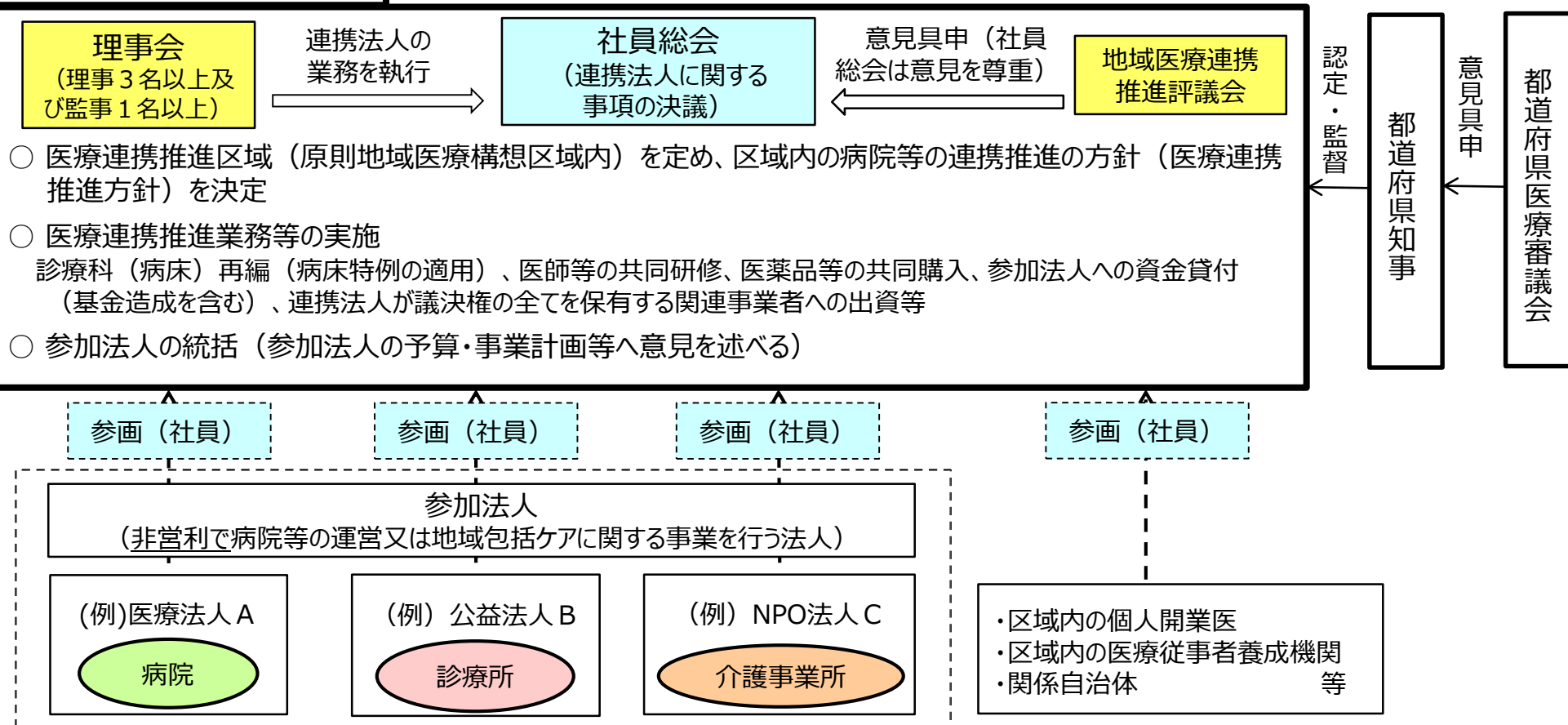
（３） その他

- 代表理事は都道府県知事の認可を要することとともに、剰余金の配当禁止、都道府県知事による監督等の規定について医療法人に対する規制を準用
- 都道府県知事は、病院等の機能の分担・業務の連携に必要と認めるときは、地域医療構想の推進に必要である病院間の病床の融通を許可することができる

地域医療連携推進法人制度の概要

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

地域医療連携推進法人



- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定
(認定基準の例)
 - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人が 2 以上参加すること
 - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
 - ・ 参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること

地域医療連携推進法人の認定基準（医療法第70条の3第1項）

- ① 医療連携推進業務を行うことを主たる目的とするものであること。
- ② 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- ③ 医療連携推進業務を行うに当たり、社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- ④ 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、医療連携推進業務以外の業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ⑤ 医療連携推進業務が医療法第70条の2第2項及び第3項の規定に違反していないものであること。（医療連携推進方針には、医療連携推進区域、機能分担・業務連携に関する事項、当該事項の目標等を記載しなければならない。また、医療連携推進区域は、地域医療構想区域を考慮して定めなければならない。）
- ⑥ 医療連携推進区域を定款で定めているものであること。
- ⑦ 社員は、参加法人及び医療連携推進区域において良質な医療を提供するために必要な者として定款で定めているものであること。
- ⑧ 病院等を開設する参加法人の数が2以上であるものであることその他の参加法人の構成が医療連携推進目的に照らし、適当と認められるものとして要件を満たすものであること。
- ⑨ 社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件等を付していないものであること。
- ⑩ 社員は各1個の議決権を有するものであること。（不当に差別的な取扱いでなく、かつ、提供した金銭に応じて異なる取扱いでなければ、定款において、議決権の数や議決権の行使の条件など別に定めることが可能。）
- ⑪ 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めているものであること。

地域医療連携推進法人の認定基準（医療法第70条の3第1項）

- ⑫ 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することその他の事情により社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を社員並びに理事及び監事としない旨を定款で定めているものであること。
- ⑬ 役員について、「役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置くものであること」、「各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と特殊の関係がある者が役員の総数の3分の1を超えて含まれることがないものであること」、「理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体の代表者その他の医療連携推進業務の効果的な実施のために必要な者であること」のいずれにも該当するものであること。
- ⑭ 代表理事を1人置いているものであること。
- ⑮ 理事会を置いているものであること。
- ⑯ 地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているものであること。（医療を受ける者、関係団体、学識経験者等で構成。）
- ⑰ 参加法人が予算の決定等その他の重要な事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。
- ⑱ 医療法第70条の21第1項又は第2項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、医療連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該医療連携推進認定の取消しの処分の日から1月以内に国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者に贈与する旨を定款で定めているものであること。
- ⑲ 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。
- ⑳ ①～⑲に掲げるもののほか、医療連携推進業務を適切に行うために必要なものとして定める要件に該当するものであること。

実施中又は今後実施予定の業務一覧（法人ごとの内訳）

地域医療連携推進法人
連絡会議（平成31年1月
25日）資料より抜粋

法人名称	実施中の業務／今後実施予定の業務														
	従事者の派遣・人事交流					従事者の共同研修					病床に関する変動	病床の融通			その他
	医師	看護師	その他医療	介護従事者	事務職	医師	看護師	その他医療	介護従事者	事務職	病床機能の見直し	病床過剰地域における融通	病床数の合計（不変）	病床数の合計（減少）	
尾三会	○	●				○	○	○	○	○					○
はりま姫路総合医療センター 整備推進機構	○	●	●		○	○	○	○		○	●	●		●	
備北メディカル ネットワーク	○	○	●		●	○	○	○	○	○				●	
アンマ	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○					
日本海ヘルスケアネット	○	○	●	●	○	●	●	●	●	●		●		●	○
医療戦略研究所		○	○	○	○	○	○	○	○	○	●				
房総メディカル アライアンス	●	●	●			●	●	●			●				

○：実施中の業務

※房総メディカルアライアンスは2018年12月1日設立のため、実施中の業務はない。

●：今後、実施予定の業務

1. 連携・協働化が効果を発揮する場面・観点

2. 社会福祉協議会について

3. 地域医療連携推進法人制度の概要

4. 参考資料

地域医療連携推進法人の設立事例（平成29年度）

No.	名称（認定日）	連携推進区域／参加法人・社員	運営方針
1	尾三会 (平成29年4月2日)	【連携推進区域】 愛知県：名古屋市（緑区、天白区、南区）、岡崎市、西尾市、豊川市、刈谷市、豊田市、東海市、大府市、知立市、豊明市、日進市、みよし市、東郷町 【参加法人】 南医療生活協同組合総合病院南生協病院(313床)、医療法人清水会相生山病院(162床)、医療法人なるみ会第一なるみ病院(130床)、医療法人コジマ会ジャパン藤脳クリニック(19床)、医療法人みどり訪問クリニック、医療法人並木会並木病院(212床)、医療法人善常会善常会リハビリテーション病院(95床)、医療法人愛整会北斗病院(270床)、医療法人鉄友会宇野病院(180床)、医療法人十全会三嶋内科病院(146床)、医療法人葵養セントラル病院(30床)、医療法人社団福祉会高須病院(169床)、医療法人宝美会総合青山病院(230床)、医療法人明和会辻村外科病院(120床)、医療法人社団同仁会一里山・今井病院(20床)、公益財団法人豊田地域医療センター(150床)、医療法人贈恩会小嶋病院(299床)、医療法人利靖会前原整形外科リハビリテーションクリニック(19床)、医療法人秋田病院(150床)、学校法人藤田学園藤田医科大学病院(1435床)、社会福祉法人福田会 特別養護老人ホーム豊明苑(100名)、社会福祉法人あかいけ寿老会(特養50名)、医療法人名翔会和合の里(老健105床)、社会福祉法人東郷福祉会特別養護老人ホームイストウ・イレヅ(100床)、医療法人秀麗会山尾病院(60床)、医療法人幸寿会平岩病院(60床)、社福地域福祉コミュニティほほえみ、医療法人木南舎富田病院(96床) 【社員】 たきざわ胃腸科外科	①特定機能病院として広域への高度急性期医療の提供や医療資源（医療従事者等）の適正配置及び医療・介護連携モデルの提供等を通じて回復期及び在宅医療等の充実化の促進 ②広域を担う特定機能病院と地域医療構想区域の地域包括モデルとの連携促進により、地域住民が住み慣れた地域で、切れ目無く適切な医療・介護サービスを利用できる広域連携モデルの構築に寄与 ③厳しい経営環境において持続可能性を維持しつつ、地域医療構想に柔軟に対応できるよう、参加法人の経営に資する医薬品等の共同購入等の支援
2	はりま姫路 総合医療センター 整備推進機構 (平成29年4月3日)	【連携推進区域】 兵庫県：中播磨圏域（姫路市、福崎町、市川町、神河町）、西播磨圏域（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町） 【参加法人】 兵庫県立姫路循環器病センター（350床） 社会医療法人製鉄記念広畑病院（392床）	①循環器疾患医療、救命救急センター機能等専門性の高い医療の継承及び発展 ②高度専門・急性期医療を担う医療機関として他の医療機関と協力及び連携し、地域医療ネットワークの中心的な役割を果たす ③質の高い診療・教育・研究を行い、将来の活躍が期待される医師等が集まるリーディングホスピタルを目指す ④疾病予防の啓発活動及び予防医学の進展に貢献
3	備北メディカル ネットワーク (平成29年4月2日)	【連携推進区域】 広島県：三次市、庄原市 【参加法人】 三次市市立三次中央病院(350床)、三次地区医師会医師会立三次地区医療センター(150床)、庄原市庄原市立西城市民病院(54床)、日本赤十字社 総合病院庄原赤十字病院(301床)	①安全かつ安心な医療提供体制を追及する ②医療従事者がやりがいをもって働くことができる環境づくりを追及する ③医療機関の安定的経営を追及する
4	アンマ (平成29年4月2日)	【連携推進区域】 鹿児島県大島郡：瀬戸内町、宇検村 【参加法人】 瀬戸内町与路へき地診療所、瀬戸内町へき地診療所(19床)・瀬戸内町巡回診療車・瀬戸内町国民健康保険池地診療所(2床)、宇検村国民健康保険宇検診療所、医療法人馨和会いづはら医院(19床)、奄美医療生活協同組合南大島診療所(6床)・介護老人保健施設せとうち(60名)	①誰もが住み慣れた地域で自分らしく末永く暮らせるよう、地域の医療機関相互の機能の分担・連携を推進 ②質の高い医療を効率的に提供し、介護事業所等とも連携し、地域の皆様が健康で、意欲のある生活を送れるように保健・医療・福祉のイノベーションを図り、未来に責任ある街づくりの推進

地域医療連携推進法人の設立事例（平成30年度）

No.	名称（認定日）	連携推進区域／参加法人・社員	運営方針
5	日本海ヘルス ケアネット （平成30年4月1日）	【連携推進区域】 山形県：庄内医療圏（酒田市、鶴岡市、遊佐町、庄内町、三川町） 【参加法人】 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構：日本海総合病院（646床）、日本海酒田リハビリテーション病院（114床）、日本海八幡クリニック 等 （一社）酒田地区医師会十全堂：訪問看護ステーションスワン 等 （一社）酒田地区歯科医師会：酒田地区歯科医師会 （一社）酒田地区薬剤師会：酒田地区薬剤師会 医療法人健友会：本間病院（154床）、のぞみ診療所 等 医療法人山容会：山容病院（220床）、グループホームわだち 医療法人宏友会：上田診療所（6）、介護老人保健施設うらら 等 社会福祉法人光風会：介護老人保健施設、特別養護老人ホーム 等 社会福祉法人かたばみ会：特別養護老人ホーム 等	①参加法人間において地域に必要な診療機能、病床規模の適正化を図り、将来を見据えた医療需要に対応できるよう業務の連携を進め、地域医療構想の実現を図る ②地域包括ケアシステムの構築を行政と共に進め、地域住民が住み慣れた地域で、切れ目なく適切な医療、介護、福祉、生活支援が提供できる取組みを進める ③参加法人の個性、特徴を活かした相互連携を進め、優秀な人材の育成や持続可能な経営を通じて地域に貢献する ④参加法人は、公共の福祉のために、連携推進業務の推進を図る責任を負う
6	医療戦略研究所 （平成30年4月1日）	【連携推進区域】 福島県：いわき医療圏（いわき市） 【参加法人】 医療法人社団正風会 石井脳神経外科・眼科病院（48床）、石井正記念石井医院、介護老人保健施設 社会福祉法人正風会 ケアハウス 社団医療法人容雅会 中村病院（140床） 医療法人社団 木田医院	①医療法人社団正風会石井脳神経外科・眼科病院が、これまでに地域の病院や診療所との間で培った地域医療連携のノウハウを活用して地域医療連携の核となり、一般病床及び療養病床を運営する社団医療法人容雅会中村病院との有機的病床分担及び効率的に連携した運用をすることで、地域医療構想の実現に寄与 ②病院における退院時指導のみならず、入院治療の時点から居宅介護支援事業所などとの連携を図り、病院と在宅ケアサービスとの一体的運用により、効率的な医療・介護連携体制を構築 ③社会福祉法人正風会、ケアハウス小名浜をはじめとした在宅ケアサービスと、介護老人保健施設の通所及びショートステイなどの施設サービスを連動させて、多様なニーズに応える介護連携を構築 ④2病院（石井脳神経外科眼科病院、中村病院）、2診療所（石井医院、木田医院）、ケアハウス介護老人保健施設の連携により、地域に合った医療・介護そして福祉の事業連携を構築し、地域全体に情報発信して福島県の地域モデルを創設

地域医療連携推進法人の設立事例（平成30年度）

No.	名称（認定日）	連携推進区域／参加法人・社員	運営方針
7	房総メディカル アライアンス （平成30年12月1 日）	【連携推進区域】 千葉県：安房医療圏（南房総市、館山市、鴨川市、安房郡鋸南町） 【参加法人】 南房総市 富山国保病院（51床） 社会福祉法人太陽会 安房地域医療センター（149床）	①医療介護従事者の派遣体制の整備 ②医療介護従事者の資質向上に関する共同研修 ③医薬品・医療機器の共同購入の調整、その他の物資の共同購入 ④地域包括ケアシステム構築のための機能分担や病床調整 ⑤医療資源の有効活用 ⑥連携業務における効率化

地域医療連携推進法人の設立事例（平成31年度）

No.	名称（認定日）	連携推進区域／参加法人・社員	運営方針
8	さがみメディカルパートナーズ （平成31年4月1日）	【連携推進区域】 神奈川県：厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、大和市、愛川町、清川村 【参加法人】 社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス：海老名総合病院（469床）、JMA海老名訪問看護ステーション、ケアネット海老名、介護老人保健施設アゼリア 等 医療法人社団神愛会：オアシス湘南病院（158床）、ほほえみケアネット 医療法人社団静岡メディカルアライアンス：今里クリニック 医療法人博清会：海老名田島クリニック 社会福祉法人ケアネット：特別養護老人ホームシェ・モア、特別養護老人ホーム陽だまり 等	①「脳卒中」「急性心筋梗塞」「外傷」等の救急医療の強化とともに、病院間連携によるがん診療の医療圏内における診療体制の充実をはかり、地域住民に安心、安全且つ質の高い医療サービスを提供する。 ②参加病院、施設間の連携を超えた一体化を推進し、特に患者・利用者の受け入れ体制の一元化を実現させることにより、シームレスな地域包括ケアシステムの構築に寄与する。 ③限りあるリソースの有効活用をはかるため、参加法人間で連携し二次医療圏の医療を支える人材の育成に注力し、質の均質化と継続的向上、永続的に安定した医療・介護サービスの提供を目指す。
9	日光ヘルスケアネット （平成31年4月1日）	【連携推進区域】 栃木県：日光市 【参加法人】 医療法人社団双愛会：足尾双愛病院（84床）、介護老人保健施設そうあい 社団医療法人明倫会：今市病院（129床）、日光野口病院（120床） 医療法人秀明会：大澤台病院（120床） 医療法人栄仁会：川上病院（67床） 学校法人獨協学園：獨協医科大学日光医療センター（199床） 公益社団法人地域医療振興協会：日市民病院（100床）、介護老人保健施設にっこう 社団医療法人英静会：森病院（114床）、介護老人保健施設ヴィラフォーレスタ（森の家）、訪問看護ステーションフォレスト日光 医療法人矢尾板記念会：見龍堂クリニックかわせみ（19床）、認知症高齢者グループホームかわせみ、介護老人保健施設、居宅介護支援事業所 等 医療法人社団志幸会：木村内科医院 日光市：市立奥日光診療所、市立小来川診療所、市立国民健康保険栗山診療所、市立三依診療所、市立湯西川診療所、市立休日急患こども診療所	①参加医療機関が相互に医療機能の分担を図り、各種業務の連携を進めることにより、良質な医療を効率的かつ安定的に提供できる医療提供体制の構築を図る。 ②日光市内の各地区において、住み慣れた地域で切れ目なく適切な医療・介護・福祉サービスが受けられるよう、急性期から回復期及び慢性期の医療の提供に加え、在宅医療の充実に努めるとともに、介護施設等との連携強化を図る。 ③県西地域医療構想の達成に向けて、回復期病床の充実を図るなど病床機能の転換等を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、病病連携、病診連携、診診連携及び介護との連携の強化を図る。

地域医療連携推進法人の設立事例（平成31年度）

No.	名称（認定日）	連携推進区域／参加法人・社員	運営方針
10	滋賀高島 （平成31年4月1日）	【連携推進区域】 滋賀県：高島市 【参加法人】 医療法人マキノ病院：医療法人マキノ病院(120床) 一般財団法人近江愛隣園：一般財団法人近江愛隣園 今津病院(80床) 高島市：高島市民病院(210床) 医療法人かおり会：医療法人かおり会本多医院、医療法人かおり会藁園本多医院	・医療機関相互の業務の連携を推進する。 ・地域における質の高い医療を効率的に提供する。 ・将来にわたって医療介護福祉等の切れ目のないサービスを安定的に提供する。